様式第１号

建築条件付売買予定地の農地転用申請に係る確約書

建築条件付売買予定地に係る農地転用の申請にあたって、次の要件を全て満たすことを確約します。

(1) 当該土地について、農地転用事業者と土地購入者とが売買契約を締結し、当該農地転用事業者又は当該農地転用事業者が指定する建設業者（建設業者が複数の場合を含む。（２）において同じ。）と土地購入者とが当該土地に建設する住宅について一定期間内（おおむね３月以内）に建築請負契約を締結することを約します。

(2) (1)の農地転用事業者又は農地転用事業者が指定する建設業者と土地購入者とが、(1) の一定期間内に建築請負契約を締結しなかった場合には、当該土地を対象とした売買契約が解除されることが当事者間の契約書において規定します。

(3) 農地転用事業者は、農地転用許可に係る当該土地の全てを販売することができないと判断したときは、販売することができなかった残余の土地に自ら住宅を建設します。

令和　年　月　日

農地転用事業者　氏　名　　　　　　　　　　　　印